

報道関係各位

LIFULL、テスト導入を経て 「週休 3 日制度」および「取得理由を問わない短時間勤務制度」の 本運用を 4 月 1 日から開始

～働き方の選択肢を拡充することで多様な人材が力を発揮できる環境を整備～

事業を通じて社会課題解決に取り組む株式会社 LIFULL（ライフル）（本社：東京都千代田区、代表取締役：井上 高志、東証プライム 2120、以下 LIFULL）は、働き方の選択肢を増やし自分らしい働き方を実現できる環境をつくるため、2022 年 10 月よりテスト運用をしていた「週休 3 日制度」および「取得理由を問わない短時間勤務制度」について、2023 年 4 月 1 日より本運用を開始します。

■ 導入背景とこれまでの経緯

LIFULL では、これまでも社員自らが働き方や働く場所を選択でき、自分らしい働き方を実現することが一人ひとりの Well-being やパフォーマンスの向上、イノベーションの種の発見に繋がると考え、さまざまな施策に取り組んでまいりました。今後ますます多様化する働き方に即した就労環境を整えることで、社員にとっての働きがいを高めるとともに、より多くの優秀な方に働く場所として選択していただけるように、2022 年 10 月からテスト導入（※）を行いました。テスト導入期間においてはテスト参加者の評価も高く、また組織運営においても支障がないことを確認できたため、本運用の開始を決定しました。

※「週休 3 日制度」および「取得理由を問わない短時間勤務制度」を導入する LIFULL の新しい働き方について
<https://lifull.com/news/24511/>

■ 「週休 3 日制度」「取得理由を問わない短時間勤務制度」概要

① 「週休 3 日制度」について

金曜日を固定休日とする週休 3 日制度を新設します。1 日の労働時間は維持とし、月間労働時間の減少に伴い給与・賞与は減額とします。

対象者：全正社員のうち、制度利用を希望する社員（会社による承認を必要とする）

② 「取得理由を問わない短時間勤務制度」について

育児・介護等の理由を伴わなくても取得可能な短時間勤務制度を新設します。1 日の標準時間を 6 時間、7 時間のパターンから選択可能とします。給与・賞与は標準 8 時間勤務と比較し時間に比例して減額とします。

対象者：全正社員のうち、制度利用を希望する社員（会社による承認を必要とする）

■ 株式会社 LIFULL 執行役員 CPO (Chief People Officer) 人事本部長
羽田幸広 (はだゆきひろ) のコメント

当社は「LIFULL HOME'S」をはじめとした様々なサービスを立ち上げ、世界 63 か国にサービスを提供しています。コーポレートメッセージに掲げる「あらゆる LIFE を、FULL に。」を実現するためには、今後さらに多くの事業を生み出す必要があり、そのためには、当社の経営理念に共感いただける多様な人材が必要です。そういった人材の協力を得るためには、1 人ひとりのニーズに合わせた働き方を可能にしていく必要があります。

今回、テスト導入を実施した結果、参加した社員とその所属部門長から非常にポジティブな声を聞くことができました。今後も多様な人材が力を発揮できるような制度を整えることで、「あらゆる LIFE を、FULL に。」を実現してまいります。



■ 各事業・サービスにおける対応について

不動産・住宅情報サービス「LIFULL HOME'S」をはじめとした各事業・サービスにおいて、今回の制度導入に伴うお客様への対応の変更はございません。

■ 株式会社 LIFULL について (東証プライム: 2120、URL: <https://lifull.com/>)

LIFULL は「あらゆる LIFE を、FULL に。」をコーポレートメッセージに掲げ、個人が抱える課題から、その先にある世の中の課題まで、安心と喜びをさまたげる社会課題を、事業を通して解決していくことを目指すソーシャルエンタープライズです。

現在はグループとして世界 63 ヶ国でサービスを提供しており、不動産・住宅情報サービス「LIFULL HOME'S」、空き家の再生を軸とした「LIFULL 地方創生」、シニアの暮らしに寄り添う「LIFULL 介護」など、この世界の一人ひとりの暮らし・人生が安心と喜びで満たされる社会の実現を目指し、さまざまな領域に事業拡大しています。

以 上